

【別紙資料】地区リサイクルセンター資源物売払い要綱第3条の売払い条件に適合することを証明する書類一覧

札幌市地区リサイクルセンター 資源物売払い要綱 第3条 (法人又は個人で下記を満たすもの)	提出書類項目		具体的書類 (準ずるもので可)	選定基準	備考
(1) 資源物を自ら再資源化又は、再資源化を確実に履行できるものに引き渡すことができる受入体制が確立していること。	ア	金属くず回収業許可	金属くず回収業許可証 (写)	金属くず回収業許可必要	
		古物商許可	古物商許可証 (写)	古物商許可必要	
(2) 本市が指定する資源物売却量を、地区リサイクルセンターから確実に搬送できる人員及び車両等を有していること。	イ	再資源化を行う業者に引き渡していること及び引渡量が確認できる書類(納入の相手先)	受入先の納入証明書, 受入予定確認書、納入契約書等	再資源化を行う業者に納入実績があること又は、納入できることが確実なこと。	
(3) 資源物の取扱いに関し、法令上必要な資格を有していること。また、資源物の搬出に当たり、必要な有資格者及び機材等を有していること。	ウ	搬送に当たっての車両及び人員が確保できることを証する書類	運転免許証 (写)	〔搬送人員〕1名以上	委託も可能⇒ 委託先の誓約書、 資格者免許証、 車両車検証
			車両車検証 (写)	〔搬送車両〕積載量2トン程度	
(4) 札幌市競争入札参加者資格者として登録されていること。	エ	納税証明書 (法人市民税等)	納税証明書 (道市民税)	税の滞納がないこと	
(5) 第2条に規定された資源物の品目のうち、本市が指示する品目全てを回収、再資源化が可能なこと。	オ	競争入札参加資格認定通知書 (物品・役務) (写)			
(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者 (暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。) に該当しないこと。					